

公 告

福井県立病院における地下水利用システム設置・保守管理業務事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成30年1月5日

福井県立病院長 橋爪 泰夫

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務

(2) 企画提案書の提出を求める業務の仕様等

別添「福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務プロポーザル募集に係る条件、要求事項」のとおり（以下、「要求事項等」という。）

(3) 事業期間（予定）

給水開始から15年間

(4) 実施場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院

2 応募資格要件

このプロポーザルに参加することができるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 国税、地方税に滞納がない者であること。
- (5) 過去15年間（平成14年4月1日以降）に、年間給水量が50,000 m³以上かつ300床以上の病院において当該業務契約を元請として契約締結した実績を有するものであること。
- (6) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取扱うこととし、競争入札参加資格審査の

結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

- (7) その他要求事項等に記載されている技術的要件を満たすものであること
- (8) 緊急時の連絡体制を整備している者であり、異常発生等の連絡を受けてから1時間以内に対応に着手できる者であること

3 プロポーザル実施要領等の交付に関する事項

- (1) プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という）および要求事項等の交付場所

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

FAX 0776-57-2945

なお、福井県立病院ホームページ (<http://fph.pref.fukui.lg.jp/>) からダウンロードすることができる。

- (2) プロポーザル実施要領等の交付期間

平成30年1月5日（金）から1月18日（木）までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、9時から16時までとする。

4 受審資格の認定に関する事項

このプロポーザルに参加しようとする者は、申請書等を別に定める様式により次のとおり提出し、福井県立病院の事前審査を受け、受審資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出期間

平成30年1月5日（金）から1月18日（木）16時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

- (2) 提出方法

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む）または持参により提出すること。郵送による場合には、配達記録が残るものを利用すること。

《提出先》

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

FAX 0776-57-2945

電子メール hp-riyo-s@pref.fukui.lg.jp

- (3) 様式等の交付

申請書様式の交付については、3に同じ。

- (4) 受審資格の認定の通知

受審資格の認定は、平成30年1月19日（金）までに行い、結果は電子メールにて申請者に通知する。

(5) 受審資格の認定を受けられなかったものに対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった申請者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成30年1月19日(金)16時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出先に持参により提出しなければならない。

イ アの書面の提出があった時は、平成30年1月22日(月)までに、当該書面を提出した申請者に対し、書面により回答する。

5 公告業務に関する質問事項の受付

(1) 受付期間

平成30年1月5日(金)から平成30年1月24日(水)16時まで

(2) 提出方法

4(2)の提出先に、別に定める様式により電子メールにて提出すること

(3) 質問に対する回答

平成30年1月26日(金)までに、福井県立病院ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出手続き

企画提案書8部を、次の通り提出すること。

(1) 提出期限

平成30年2月2日(金)16時まで(必着)

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(2) 提出方法

郵送(民間事業者を含む)または持参により提出すること。郵送による場合には、配達記録が残るものを利用すること。

(3) 提出場所

4(2)に同じ

7 企画提案の審査および契約先候補者の選考等

(1) プレゼンテーション審査会の実施

審査会を開催し、企画提案書を提出した各社によるプレゼンテーションを受け、審査委員による評価の結果、契約先候補者を選定する。

審査会の実施日時および場所(平成30年2月8日(木)に福井県立病院内で実施予定)については、受審資格認定通知とともに通知する。

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出した者に電子メールで通知する。

(3) 選定されなかった提案者に対する説明

ア 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、選定結果通知日の7日以内に、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参により提出しなければならない。

イ アの書面の提出があったときは、申請書受付後7日以内に、提出者あてに書面により回答する。

8 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には失格とする。

(5) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

福井県立病院
地下水利用システム設置・保守管理業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

福井県立病院では、地下水の飲料水化と災害時のライフラインの確保を図るため、福井県立病院（以下「当院」という。）敷地内に、井戸揚水設備と汲み上げた地下水を浄化して利用するシステム（以下「地下水利用システム」という。）を設置する。

事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行い、そのために必要な手続き等について、以下のとおり定める。

2 公募型プロポーザルに付する業務

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務

(2) 企画提案書の提出を求める業務の仕様等

別添「福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務プロポーザル募集に係る条件、要求事項」（以下、「要求事項等」という。）のとおり

(3) 事業期間（予定）

給水開始から15年間

(4) 実施場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院

3 応募資格要件

このプロポーザルに参加することができるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

(2) 受審資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

(3) 受審資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

(4) 国税、地方税に滞納がない者であること

(5) 過去15年間（平成14年4月1日以降）に、年間給水量が50,000 m³以上かつ300床以上の病院において当該業務契約を元請として契約締結した実績を有するものであること。

(6) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する

競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

- (7) その他、要求事項等に記載されている技術的要件を満たすものであること
- (8) 緊急時の連絡体制を整備している者であり、異常発生等の連絡を受けてから1時間以内に対応に着手できる者であること

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに提案者が前記2の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (3) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 受審資格認定申請に関する資料の提出について

(1) 提出資料

次に掲げる資料（添付書類を含む） 各1部

- ・ 受審資格認定申請書（様式1）
- ・ 会社概要書（様式2）
- ・ 同種業務実績（様式3）
- ・ 業務実施体制等（様式任意）

(2) 記載に関する留意事項

提出書類	留意事項・添付書類
受審資格認定申請書 （様式1）	<p>【添付書類】</p> <p>(1) 国税納税証明書（その3の3）（税務署が3箇月以内に発行したものの写し） 1部</p> <p>(2) 都道府県税の全税目に滞納がない旨の納税証明書（都道府県税事務所等が過去3箇月以内に発行したものの写しで、支店等に権限を委任する場合は、当該支店にかかるもの） 1部</p> <p>※ 都道府県の発行する納税証明書が税目・期間ごとの証明の場合は、「法人事業税」「法人都道府県税」の直前1期分の証明書とする。</p>

<p>会社概要書 (様式2)</p>	<p>【添付書類】 (1) 会社案内等のパンフレット 1部 (2) 登記簿謄本(写) 1部 (3) 福井県競争入札参加決定通知書(写) 1部 ※ 公告の日以降に申請書を提出している場合はその写し</p>
<p>同種業務実績 (様式3)</p>	<p>【添付書類】 病院と契約した実績にかかる契約書(写) 1部 【留意事項】 実施要領3(5)に該当する実績を記載すること。 また、契約概要がわかるものも添付すること</p>
<p>業務実施体制等 (様式任意)</p>	<p>【留意事項】 ・ 提案者が想定している本業務の実施体制について簡潔に記入すること ・ 再委託、技術委託等を行う場合には、企業名、担当者名(所属・役職)を記入すること。</p>

(3) 提出期限

平成30年1月18日(木)16時まで(必着)

提出後における申請書の追加および変更は認めない。

(4) 提出方法

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む)または持参により提出すること。郵送による場合には、配達記録が残るものを利用すること。

《提出先》

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

FAX 0776-57-2945

電子メール hp-riyo-s@pref.fukui.lg.jp

(5) 受審資格の認定の通知

受審資格の認定は、平成30年1月19日(金)までに行い、結果は電子メールにより申請者に通知する。

(6) 受審資格の認定を受けられなかったものに対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった申請者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成30年1月19日(金)16時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出先に持参により提出しなければならない。

イ アの書面の提出があった時は、平成30年1月22日(月)までに当該書面を提出した申請者に対し、書面により回答する。

6 企画提案に関する資料の提出について

(1) 提出資料

次に掲げる内容を記載した企画提案書（様式4） 8部

項目	用紙 サイズ	提案事項
① 設備概要	A 3 横	ア 提案者が想定する当院の地下水の状況（水量・水質） イ 設備概要図、設備の機能について ウ 異常時の制御、残留塩素濃度等の監視等、設備上のリスク回避機能について エ 耐震性について
② 安定性・安全性	A 4 縦	ア 浄化処理後の地下水の水質の見込みについて イ 飲用、給食調理用、透水の原水に使用する水としての安全性の確保、水質検査体制 ウ 医療機器等への影響対策について エ 緊急時および災害時の対応について
③ 経済性	A 4 縦	ア 処理水の供給 1 m ³ 当たりの見積額（概算）と積算根拠 イ 市水と比較した年間当たりの経費削減効果 （参考） ① 別添参考資料「福井県立病院 1 日当たりの平均使用水量」を参考に、処理水 500 m ³ /日を飲用水と雑用水に分けて供給することを想定して積算すること。 ② 削減効果の比較対象とする福井市水道料金は、福井市ホームページ「水道料金のご案内」を参照すること。 http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/suidogas/suido/suidoryokin.html
④ 事故時の補償	A 4 縦	ア 事故発生時の金銭的補償（賠償責任保険加入等）について（補償対象、金額等具体的に記載すること。）
⑤ 保守・運転管理	A 4 縦	ア システムの常時監視、定期点検、日常点検等のメンテナンス対応とその体制について
⑥ 長期的対応	A 4 縦	ア 契約期間中に供給水量や水質に変化があった場合の対応について
⑦ その他	A 4 縦	ア 会社の概要および事業実績、直近決算の財務諸表等、国内病院における導入実績 イ 導入スケジュール（調査、設計、工事、諸手続等）について

		ウ 地下水取水による地盤沈下等、近隣住民への影響の想定、騒音・振動対策 エ その他の提案
--	--	---

- ・ 作成にあたっては、要求事項等を参考に、上記提案事項に掲げる内容を必ず記載すること。なお、提案事項に加えて新たな提案を行うことは妨げない。
- ・ 文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ・ 企画提案書は、文章のほか写真、イラスト、イメージ図等でわかりやすく作成すること

(2) 提出にあたっての留意点

ア 本プロポーザルは、地下水処理システムの設置、管理業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。具体的な業務内容は、契約後に企画提案書に記載された具体的な取り組み方法を反映しつつ発注者が提示する資料に基づき、発注者と協議のうえ開始することとする。

イ 1社1提案とする。

(3) 提出期限

平成30年2月2日（金）16時まで（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出方法

提出期間内に、5（4）の提出先に郵送（民間事業者を含む）または持参により提出すること。郵送による場合には、配達記録が残るものを利用すること。

7 公告業務に関する質問事項の受付

(1) 受付期間

平成30年1月5日（金）から平成30年1月24日（水）16時まで

(2) 提出方法

5（4）の提出先に、質問書（様式5）を電子メールにて提出すること

(3) 質問に対する回答

平成30年1月26日（金）までに、福井県立病院ホームページに掲載する。

8 企画提案の審査および契約先候補者の選考等

(1) プレゼンテーション審査会の実施

審査会を開催し、企画提案書を提出した各社によるプレゼンテーションを受け、審査委員による評価の結果、契約先候補者を選定する。

審査会の実施日時および場所（平成30年2月8日（木）に福井県立病院内で実施予定）については、受審資格認定通知とともに通知する。

なお、プレゼンテーションには、企画提案書を用いることとするが、必要に応じてパソコン、プロジェクターを使用することは可能である。パソコン、プロジェクター、ポインターは当院が準備するので、プレゼンテーションに使用するデータを

平成30年2月7日(水)12時までに、5(4)の電子メールアドレスあてに提出すること。ただし、データ量は10M以内とする。ファイル形式はパワーポイント2016で動作可能なものとする。

プレゼンテーションの所要時間は、各提案者ごとに、企画提案内容の説明30分、質疑応答15分、合計45分を予定している。詳細日程については、別途連絡する。

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案書を提出した者に電子メールで通知する。

(3) 選定されなかった提案者に対する説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、選定結果通知日の7日以内に、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して提出しなければならない。

イ アの書面の提出があったときは、申請書受付後7日以内に、提出者あてに書面により回答する

9 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には失格とする。

(5) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しない。なお、企画提案書を公開する場合は、事前に提案者の同意を得るものとする。

(6) 選定された企画提案書の提案内容は、そのまま採用されるものではない。

10 本プロポーザルに関する問合せ先

〒910-8526 福井県福井市四ツ井2-8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室 (担当 酒井、大友)

電話 0776-57-2944

FAX 0776-57-2945

電子メール hp-riyo-s@pref.fukui.lg.jp

(様式1)

受審資格認定申請書

平成 年 月 日

福井県立病院長
橋爪 泰夫 様

申請書 住所 (所在地)
商号 (名称)
代表者 職 氏名 印
電話番号
FAX番号

平成30年1月5日付で公告のありました、福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務プロポーザルに参加する資格の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務プロポーザル実施要領3に定めるすべての要件を満たし、添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

- 1 会社概要書 (様式2)
- 2 同種業務実績 (様式3)
- 3 業務実施体制等 (様式任意)

(様式2)

会社概要書

商号または名称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
事業概要	
本件の担当部署	担当部署名 担当者名 住所 電話 F A X 電子メール

(注1) A4縦 片面1枚とする。

(注2) 平成29年3月末日現在で記入すること。

(様式3)

同種業務実績

過去15年間の病院における地下水処理システムの設置、保守管理業務

年度	病院名	所在地	契約期間	年間計画水量 (〇〇m ³ /年間)

(留意事項)

- ・ 過去15年間（平成14年4月1日以降）に、年間給水量が50,000 m³以上かつ300床以上の病院において当該業務契約を元請として契約締結したものに限り。
- ・ 計画水量については契約時の水量とする。

(様式4)

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務
に関する企画提案資料

平成30年 月 日

福井県立病院長 橋爪 泰夫 様

(提案者) 住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者 職 氏名

印

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務に関する企画提案資料を、
別添のとおり提出します。

(連絡担当者) 担当部署 :

氏 名 :

電 話 :

F A X :

電子メール :

(様式5)

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務
プロポーザルに関する質問書

福井県立病院
経営管理課 利用環境サービス室 あて
F A X : 0776-57-2945

質問提出日：平成 年 月 日

商号または名称：

担当者名：

T E L：

F A X：

電子メール：

<質問内容>

福井県立病院地下水利用システム設置・保守管理業務
プロポーザル募集に係る条件、要求事項

1 地下水利用システムについて

- (1) 提案者（以下、「乙」という。）は、福井県立病院（以下、「甲」という。）の敷地内において、新たに井戸を掘削、揚水した地下水を浄化処理し、甲の既設水槽に供給するとともに、当該水槽内の水量の制御を行う一連の地下水処理システム（以下、「システム」という。）の設置および保守管理を行う。
- (2) 乙は、甲にシステムにより浄化した水（以下、「処理水」という。）を、甲の受水槽および雑用水槽に合計500m³/日（年間182,500m³）供給するものとする。ただし、システムに係る設備の能力は受水槽のみに500m³/日以上供給できるものであることとする。
- (3) 乙は、甲の敷地内の甲が指定する場所（参考資料「井戸掘削・浄水装置設置予定場所」のとおり）に、システムに係る各設備、装置を設置するものとする。（ただし、設置場所について乙に提案があれば甲乙協議により決定する。）
- (4) システムの設置に必要な甲の施設・土地等については、福井県公有財産等管理規則（昭和39年福井県規則第15号）に基づき、甲が乙に対して使用許可を行う。乙は行政財産の使用料に関する条例（昭和39年福井県条例第3号）に定める使用料を甲に対して支払うものとする。
- (5) 乙は、本業務の実施に当たり、下記法令等を遵守するものとする。諸法令の適用および運用は、乙の責任において行うものとする。
 - ・水道法 ・労働安全衛生法 ・水質汚濁防止法 ・毒物及び劇物取締法
 - ・騒音規制法 ・振動規制法 ・福井県公害防止条例
 - ・その他本業務に係る法令等
- (6) 契約期間中、乙は甲から委任を受けて水道技術管理者の業務を行う。
- (7) システム付帯設備として下記を満たすものとする。
 - ア 設備を設置した場所に、防護柵のフェンスを設置すること
 - イ 逆洗等で発生する排水のための配水管を排水枡まで配管接続すること

2 費用について

- (1) 処理水1m³に対する単価を設定し、毎月の給水量×単価に応じた料金を甲が乙に支払う。
- (2) 以下の費用は乙の負担とする。
 - ア システムの設置費用および設置に伴う配管工事費等の初期費用
 - イ システムの運用、維持、保守管理に必要な全ての費用
 - ウ 井戸の揚水量および水質が基準に適合しないと判断し、井戸を廃止する場合の、埋め戻し撤去費用
 - エ システムに係る固定資産税

3 井戸揚水設備について

- (1) 新規井戸を設置するものとする。
- (2) 井戸の掘削は、関係法令および条例を遵守して行うものとし、乙の責任において手続きを行うこととする。
- (3) 井戸は深井戸とし、深さは100m以深の水質に問題が無いと判断できる位置より取水するものとする。(ただし、地質等を考慮し、乙に変更案があれば、甲乙協議により決定する。)

4 水質処理設備について

- (1) 処理設備は以下の事項を満たしたものとする。
 - ア ろ過膜は一般社団法人膜分離技術振興協会の水道用膜モジュール規格認定品として合格しており、UF膜(0.01 μ m)以上の性能であること
 - イ 前処理は除鉄・除マンガン塔および活性炭塔の2塔以上とすること
 - ウ 原水槽および処理水槽を必ず設けること
- (2) 処理水の管理にあたって以下の事項を満たすものとする。
 - ア 処理水の送水量を計測するパルス発信式の積算流量計を有すること
 - イ 処理水の残留塩素濃度、pH値を常時監視し、濃度の履歴管理ができる機能を有すること
 - ウ pH調整、残留塩素調整、薬品注入量は、全自動で制御すること
- (3) 水質処理のために使用する薬品については、運用開始前に甲の承認を得ること。使用する薬品を変更する場合も同様とする。
- (4) 薬品用タンクは施錠し、厳重に管理することとする。

5 水質管理について

- (1) 甲の受水槽に供給する処理水は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める水質基準に適合したものであること。なお、「ナトリウム及びその化合物」、「塩化物イオン」、「カルシウム、マグネシウム等(硬度)」、「蒸発残留物」、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」の5項目については、福井市水質検査結果の重立町(測点3)の水質と同等程度とすること。
- (2) 甲の雑用水槽に供給する処理水は、日本冷凍空調工業会の冷凍空調機器用ガイドラインに適合したものであること。
- (3) 水道法に定める定期水質検査等を行うこと(実施および報告書の作成等の諸手続きを含む。)
- (4) 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省生活衛生・食品安全部長通知)Ⅱ重要管理事項(2)施設設備の管理⑦に基づく水質検査を行うこと。

6 受水槽への給水について

- (1) 受水槽に給水される処理水と市水の割合は任意で調節できるものとする。
- (2) 受水槽への給水は、処理水を優先するものとする。

- (3) 受水槽への処理水の給水が不足する状態が生じた場合は、自動的に市水が供給されるようにする。

7 システム制御と遠隔監視について

- (1) 以下の項目を常時モニタリングできる制御盤を、甲の受水槽付近に設置するものとする。
 - ア 警報発生内容
 - イ 残留塩素数値
 - ウ 残留塩素履歴
 - エ 1日あたりの給水量
 - オ 設備のバルブ開閉状況
- (2) 凍結防止運転制御機能を有すること。
- (3) 乙は機器設備の異常発生時に速やかに原因調査と復旧作業を実施するために、緊急時に1時間以内で対応可能なメンテナンス拠点を置く。
- (4) 乙のメンテナンス拠点および甲の中央監視室（防災センター）に遠隔監視装置を設置し、24時間365日常時監視を行う。
- (5) 遠隔監視装置における警報機能は以下のものを標準とし、異常発生時には警報を発報するとともに、システムを自動停止するものとする。その際、受水槽への給水を自動的にすべて市水に切り替える。
 - ア 処理水残留塩素濃度、pH値（上下限值超過）
 - イ 井戸揚水ポンプ（過電流、井戸ポンプ渇水、ポンプ圧力異常）
 - ウ 甲の受水槽およびシステム内水槽（原水槽、処理水槽）の水位（上限・下限）
 - エ 薬品残量（下限）

8 災害対策について

- (1) 震度6強程度の地震においても正常に機能する設計とする。また、契約締結後、甲に構造計算書を提出するものとする。
- (2) 災害によりシステムの配管が損傷した場合は、乙の負担により速やかに復旧することとする。
- (3) 災害発生時に処理水を屋外で給水することを想定し、蛇口等の設備を備えること。

9 システムの運用および維持管理について

- (1) 契約期間中は、導入したシステムのフルメンテナンスを行うものとし、保守点検等および調整、薬剤、ろ材、消耗品の補給交換、システム内水槽の清掃点検、緊急対応、故障・老朽部品の交換を、乙の負担で実施すること。また、メンテナンス計画書を提出すること。
- (2) 点検・整備業務上の故意、過失によりシステムが故障したことにより生じた人身事故並びに物的損害については乙が責任を負うこと。
- (3) 甲に対し、システムに関する助言を適宜行うこと。

1 0 振動・騒音対策について

- (1) 調査・設置・稼働等全ての工程において発生する振動・騒音を想定した対策を行うこと。特に稼働時の騒音対策について、重点を置いて対応すること。
- (2) 振動・騒音対策に関する一切の費用および騒音に関する問題が解決されないと判断した場合の埋戻し撤退費用については、乙の負担とする。

1 1 システム導入前の水源調査について

- (1) 乙は、審査の結果、契約先候補者として選定された後、甲の指定する場所において水源調査を行う。
- (2) 乙は、井戸を掘削して地下水の水量および水質を調査する。水質検査は厚生労働省の登録を受けた検査機関に委託して行うものとする。乙は、水量および水質の調査結果を甲に報告し、提案があった業務を行えるかどうかを、甲乙の協議により判定する。なお、調査の結果が、提案時に想定していた水量および水質と大きく差異がある場合は、再提案を行うことを妨げない。
- (3) 再提案を含め、提案のあった業務を行うことができないと判定した場合は、乙は井戸を埋め戻し、撤退することとする。撤退に係る費用はすべて乙の負担とする。

1 2 契約の変更・解除について

- (1) 契約期間中にシステムの瑕疵が発見された場合は、乙が責任を持って瑕疵を回復すること。
- (2) 乙がシステムの変更をする場合は、必ず事前に甲へ書面で承認を得るものとする。
- (3) 供給水量の減少、水質の変化など、甲あるいは乙が契約内容を維持できないと判断した場合は、契約内容の見直し、または契約解除について協議することとする。なお、契約を解除する場合は、乙は設備を撤去して現状復帰することとし、その費用は乙が負担するものとする。

1 3 本業務に係る想定スケジュール（案）

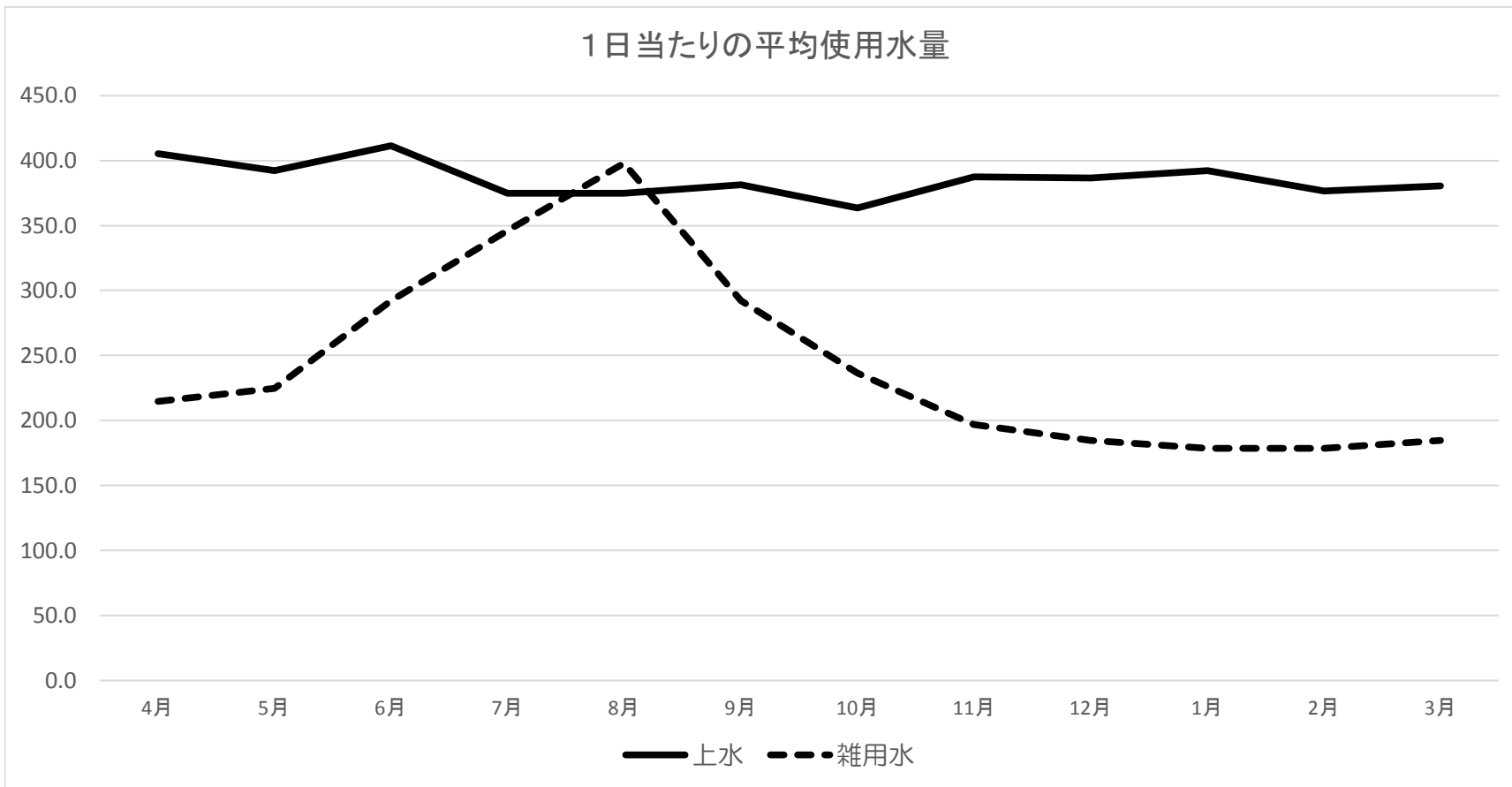
平成30年2月中旬	契約先候補者の決定
	水源調査にかかる覚書の締結
2月～4月中旬	契約先候補者による水源調査 (井戸掘削、揚水試験、水質調査)
	水源調査の結果に基づき、システムの導入の可否決定
4月下旬	契約締結
5月～7月末	設計、工事、諸手続、試運転、工事完了
8月初旬	病院への給水開始

※ 上記スケジュールは現時点での想定であり、契約先候補者との協議により決定する。

<別添参考資料>

福井県立病院における各月の1日当たりの平均使用水量（単位m³/日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上水	405.2	392.2	411.2	374.9	374.9	381.4	363.3	387.4	386.4	392.2	376.7	380.6
雑用水	214.5	224.9	292.0	346.0	397.9	292.0	236.5	196.7	184.6	178.8	178.8	184.6
計	619.8	617.1	703.2	720.9	772.8	673.4	599.8	584.0	571.0	571.0	555.5	565.2



<参考資料>

井戸掘削・浄水装置設置予定場所

